

第10回小田原市市民活動推進委員会 会議録

- 1 日 時：平成23年6月16日（木）14時00分～16時00分
- 2 場 所：小田原市役所 601会議室
- 3 出席者：前田委員長、古矢副委員長、大塚委員、香川委員、桂委員、金沢委員、川久保委員
鈴木委員、高橋委員、寺澤委員、湯口委員
欠席者：竹内委員
事務局：山崎地域政策課長、小川係長、鈴木主査、小澤主任
- 4 配布資料：・次第
・資料1 小田原市市民活動推進委員会第4期報告書（案）
・資料2 平成23年度小田原市行政提案型協働事業審査結果一覧

5 会議内容

■ 開会

委員長：ただいまより、第10回小田原市市民活動推進委員会を開会する。本日は、竹内委員から欠席の連絡をいただいている。寺澤委員は遅れて参加、桂委員は一度こちらに向かったが急用で会社に戻られた。遅れての参加か欠席になる。

本日の会議の開催にあたり、この会議は公開となっているが、現在傍聴者はいない。議事に入る前に新委員について紹介させていただく。市の人事異動に伴い、諸星委員に代わり、市民部副部長の川久保佐智子氏が委員に就任することになった。委員会への出席は初めてだが、すでに先日（5/31）開催された部会には出席していただき、行政提案型協働事業の審査をしていただいたのでご了承いただきたい。

■ 議題（1）報告書の検討について

委員長：それでは議事に入る。（1）報告書の検討についてだが、これについては全委員に2回確認いただいている、その際の意見などが反映されているのが本日の資料である。それでは資料1に基づき、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料は事前に送付してあるので、詳細の説明は割愛させていただく。1ページ目は委員長に作成いただいた。前回との変更点として、レイアウトを調整して見やすくし、目次や資料を付けたことである。文中の下線は最終的には無くす。また、5ページ目の二重下線は、直前にお送りしたのから委員長の意見により修正した部分である。また、17ページ以降にサポートセンター登録団体や応援補助金のデータ、審議の経

過、委員名を付けさせていただいた。本日この委員会で文言も含めた部分を調整して最終版としたい。

委員長：本日の委員会で報告書修正を完了させ、6月27日に市長へ提出する流れとしたい。については、まずテーマ1についてご意見があればいただきたい。3ページから10ページである。

委員：3ページ目の1「協働の必要性」の中に、「地域の実情」という言葉があるが、地域は常に変化しているので、「地域の変化」という文言も入れてはどうか。また、2「協働の定義」の中に、市民活動及び地域活動についての定義も盛り込んだ方が分かりやすいのではないか。

5ページから行政と市民団体に触れているが、地域に対して、意識の希薄な行政職員もいるので、行政職員の意識改革についても追記したらどうか。

委員長：地域の実情の中に、「変化」の意味合いも含まれているのではないかと。

委員：東日本大震災により、地域内での意識の変化が大きい。

委員長：地域の状況の変化ということか。住民意識の変化か。

委員：地域の状況、住民意識の変化の両方である。

委員：実情に含まれると判断できるのではないかと。

委員：多岐にわたる変化が含まれるので、地域の変化・実情としても良いと思われる。

委員長：変わってきていることを強調するという趣旨なので、地域の状況のことだけに留まらず、近年その状況がどうやって変化しているのか詳細に把握するという事で「地域の状況及びその変化」でいかがかと。⇒全委員了承

続いて、市民活動及び地域活動についての定義も盛り込んだ方が良いという意見だが、ここで、協働の定義としているのは、自治基本条例でその定義を明言しているので、それを引用している。市として、市民活動と地域活動の定義はどこかにあるか。

事務局：市民活動は、市民活動推進条例で明記している。また、地域活動と市民活動は自治基本条例の2条で明記している。

地域活動は、一定の区域内の市民の地縁に基づいて行われるその区域内のまちづくりにつながる活動であり、市民活動は、特定の分野に対する市民の関心又は問題意識に基づいて自発的に行われるまちづくりにつながる活動と定義されている。

委員長：いままで当委員会では、地域活動や市民活動という言葉を使ってきた。今回の報告書においても、3ページの1「協働の必要性」の中と、14ページの2「地域活動団体と市民活動団体の特徴」の中で特性や特徴を入れている。定義ではないが、説明の

文章はすでに入っていることから、定義づけをしなくても全体を読めば、地域活動や市民活動について分かると思うがそれでは不十分か。なお、自治基本条例は来年の1月に施行されるもので、まだ施行されていない。それに、今まで委員会では条例を見て議論してきた訳ではないので、条例を引用するのは違和感がある。

委員：委員長の意見に賛成である。現在の内容で十分である。

委員：確かに読み取れないわけではないので、現行の内容で了解した。

委員長：市の職員の意識改革について、盛り込んだらどうかという意見もあったがどうか。

事務局：重要な内容だと認識している。報告書の7ページ(5)その他の中に「今後、市民と行政の協働を進めていく上では、実際に行政の職員が市民活動に参加し、市民活動を内部から見ていくことも貴重な経験になると思われる」という表現と、9ページ(2)その他の中に「今後のまちづくりに必要な課題について、行政側が市民からアドバイスを受けるなど、共に課題解決を図る姿勢も必要」でその重要性をうたっているがいかか。

委員長：事務局から説明のあった部分でどうか。

委員：良いと思う。

委員長：続いて、テーマ2についてご意見があればいただきたい。10ページから13ページである。⇒特になし

意見が無いようなので、次のテーマ3についてご意見があればいただきたい。14ページから16ページである。細かい意見だが、16ページの5「連携の可能性」の最後に、「取り組むのが適当である」とあるが、「取り組むことが適当である」という表現の方が適切だと思う。

事務局：了解した。

(寺澤委員・桂委員到着)

委員長：次に17ページ以降の資料及び委員の名簿はどうか。

委員：資料の名簿に事務局の名前が無い。こういう報告書には、事務局の名前が入るイメージがある。地域政策課の名前も入れるべきではないか。

委員長：事務局名の明記だが、事務局の担当者の名前を載せるということか、それとも問い合わせ先のような形での明記か。

委員：担当者の名前を載せるという意見である。こういった報告書を会社で作成したときは事務局の名前も記載されていた。

委員長：小田原市では規則的なものはあるか。前回の報告書ではどうだったか。

事務局：多くの市民の方にご覧いただいて、問い合わせ先が載っていたほうが親切だというのは、連絡先を明記している。また、第2期、第3期の報告書には担当者の名前も事務局の名称も載せていない。

委員長：報告書が完成しホームページに掲載されると、市民もすべて印刷できる。その際に綴じたものに、問い合わせ先が無いということになるので、載せてあったほうが良いと感じた。また、担当者の個人名を載せることにすると、それは市民部長から担当者まで全て載せることになるか。

事務局：そうすると担当者の人数も多くなるので、入れていただくということであれば所属名での記載で十分だと考える。

委員長：今までに関わった担当者を全員載せると何人になるか。

事務局：10名以上になるので、所属名・連絡先などを記載するという形でいかがか。

委員長：最後のページに事務局として所属名等を記載していただくということで良いか。

⇒全委員了承

委員：会社の名称が4月に変わった。修正をお願いします。

事務局：了解した。

委員長：全体を通じてはどうか。

委員：4ページ(4)「指定管理者」の最初にある「施設」について、「公共のもの」という限定はできないか。

委員長：指定管理者という仕組みの施設は、公共の施設(行政の施設)である。

委員：施設という意味は、広い意味で公共の施設ということで良いか。

事務局：公の施設というのが正式ではあるが、報告書に馴染むかどうか。

委員長：地方自治法で規定されている。なお、報告書の文面に「施設を活用した新たな事業やサービスの実施、経費削減等を目的として、民間企業、地域活動団体、市民活動団体といった団体が指定管理者としての指定を受け」と明記され、これを指定管理者のことを言っているとすれば、ここでの施設は自動的に「公の施設」を示すということになる。

委員：民間が行政の施設を管理することはないから、現在の文面で気にならなかった。

委員長：民間の施設を行政が管理するという事例はある。民設公営である。

基本的には指定管理とは行政が行っていたものを民間企業やNPOなどが請け負うものであるので、特に「公」と書かなくても間違いではない。

委員：香川委員の言うように入れた方がわかりやすいのでは。

事務局：指定管理者の説明が、「施設」という言葉で始まってから「行政」という言葉が出るまでが長いので、やや分かりにくくなっている。地方自治法と合わせた表現にすることで、「公」の施設ということが分かりやすくなるので、「施設」を「公の施設」に修正する形でいかがか。

委員長：事務局案でいかがか。⇒全委員了承

委員：7ページからの5「今後の施策について」のアとイのタイトル位置が、1ポイント下げの方が良いのではないか。

事務局：了解した。また、全体のレイアウトも見やすいように整える。

委員長：他に全体通じて何かあるか。⇒特になし

それでは、今までの修正意見を事務局に反映してもらった報告書を持って市長に提出するという形で良いか。⇒全委員了承

事務局：修正箇所を確認をしたい。3ページの1「協働の必要性」内の「地域の実情」を「地域の状況及びその変化」、4ページ（4）「指定管理者」の最初にある「施設」を「公の施設」、7ページからの5「今後の施策について」のアとイのタイトル位置を1ポイント下げる、16ページの5「連携の可能性」の最後の「取り組むのが適当である」を「取り組むことが適当である」、20ページの委員名簿内の桂委員の会社名変更と金沢委員の「澤」の字の変更、最後のページに事務局の連絡先等を掲載させていただき、以上でよろしいか。

委員長：問題ない。これから提出までに誤字脱字など軽微なミスが見つかった場合、委員長と事務局に一任していただくということでよろしいか。⇒全委員了承

■ 議題（2）行政提案型協働事業の審査結果について

委員長：それでは次の議事に入る。議題の「行政提案型協働事業」は報告書の7ページにも記載している。提案型協働事業は「行政提案型」と「市民提案型」の二つがあるが、中間報告の際に「行政提案型」に取り組んでほしい旨を記載し、それが反映され、今年度から事業が始まった形である。その公開プレゼンテーションが5月31日に行われ、全3事業に1団体ずつの応募があり、審査の結果全ての団体が採択された。詳細の説明を事務局からお願いしたい。

（事務局 資料2により説明）

委員長：ただいまの説明について、質問・意見があればお願いしたい。

⇒特になし

■ その他

委員長：事務局からお願いします。

事務局：報告書の提出についてだが、当初6月27日の午前中に市長に提出する予定であったが、午後4時40分から提出することも可能となった。委員の都合の良い方にしたいがいかがか。

委員：午後の方が良いのでは。

委員：同様に午後が良いと思う。

事務局：それでは報告書の提出は午後4時40分からとさせていただきたい。⇒全委員了承
集合は午後4時30分、地域政策課でお願いします。なお、現時点で出席できない委員を確認したい。⇒桂委員欠席

また、現委員に審査いただいた平成22年度市民活動応援補助金の実績報告会を8月9日の夜に市役所で実施する。内容は補助金の実績報告のほか、神奈川県と共催で行うことから、県の補助事業の案内、最後に参加者同士の意見交換を予定している。委員に審査いただいた事業でもあるので、ぜひお越しいただきたい。チラシができたらご案内する。

■ 閉会

委員長：それでは、これで第4期の委員会も本日で無事に終了する。委員の皆様には審議にご協力いただき、お礼申し上げます。事務局に対してもお礼申し上げます。報告書に盛り込んだ行政提案型協働事業がスタートしたこと、また、市民提案型協働事業がどのように制度設計されるか見守りたい。応援補助金についても、報告書に明記したように、より団体のための制度となるようにしてほしい。市民活動サポートセンターの機能拡充にも期待したい。